

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

2001.6.10発行(通巻第306号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●情報公開、労災隠しなど	
全国安全センター厚生労働省交渉	2
●じん肺と肺がんの因果関係見直しへ	4
●アリバイ的労災隠し対策明らかに	
労災隠し対策を「隠して」どうする	
情報公開請求結果その1	5
●労災保険Q&Aその4	
殴られた怪我は、業務に通常伴う危険?	8
●2001年夏期一時金カンパへのご協力のお願い	14
●第4回移住労働者と連帯する全国フォーラムのお知らせ	15
●前線から(ニュース)	16

4年前の労災隠しの顛末 堺／アルミダイカスト工場の死亡災害  
　　堺／連合近畿労働安全衛生センター 8月27日に発足 大阪／  
　　水門製造職場で安全パトロール JAM大阪安全対策部会 奈良

5月の新聞記事から/19  
表紙／路面に打つ鉢を種類別に飲料水容器を利用して分類して携帯  
(大阪市從中央支部／大阪市建設局市街地整備本部の東方面測量事務所)

'01 6

# 情報公開、労災隠しなど 全国安全センター厚生労働省交渉

全国安全センターは厚生労働省になって初めての交渉を3月29日、4月24日の2日間計5時間かけて行った。

安全衛生、労災補償などあらかじめ提出した要請書は数多くの項目に及んだが、その中で交渉時間の割かれた「情報公開」と「労災隠し問題」について以下に報告する。

## 「部内限」廃止せず、とは何事だ！

地方局や労基署で「何々の文書をもらいたい」と申し入れても「部内限」と書かれていると「だめだ」と言われる。行政内部の秘密通達は「部内限」等の表記が付され、これまで決して公にはされなかつた。と同時に、「部内限」等と表記したり、取り扱いをする根拠は、過去現在なかつたことを今回の交渉でも省側が言明している。『今後もそうした根拠規定を策定するつもりはない』とも述べた。

情報公開法とのからみでは「部内限」等の表記に関わりなく情報公開法における不開示情報に該当しない限りは開示義務があるとの立場で対応するとの当然の見解を示し

た。

しかし、現に存在している「部内限」等の文書や「部内限」等の取り扱い自体がならない限りは、やはり現場の情報公開の実態に変化はなく、すべてを情報公開請求しなければならないことになつてしまふ。法の趣旨を実現する責任のある行政としては驚くべき怠慢と言うほかない。

そこで、「部内限」等の表記や取り扱い自体を廃止せよと要望した。

これに対し情報公開室担当者は『旧厚生省ではほとんどそういう取り扱いはなかつたので、はじめて（旧労働省の）実態を聞かされている訳なのですが、なかなかこの場でどうするということは答えられない』と頼りなく答え、問題の旧労働省各課は口をそろえて「これまでの部内限通達等は廃止するつもりはない」と言明した。

情報公開法のもとで、できる限り情報公開していくという姿勢がまるでなく、旧労働省の体質はほとんど変化していないようで、今後も様々な情報公開要求をつきつけて、具体的な成果を積み重ねて行かざるを得ないことを確認させられた。

情報公開法は情報公開制度とともに、法の趣旨目的から「情報提供制度」についても定めている。これは、開示請求を待つまでもなく積極的に情報提供を図ろうというものだ。行政の基本文書である行政通達などは請求を待つまでもなく率先して情報提供を行すべきなのは明らか。如何に現状がお寒いものであるかがわかるうといふものだ。

### 審議会などの情報公開徐々に

労働行政関係では現在、労働政策審議会の下に7つの分科会、分科会の下に各種の部会が次のように設置されている。

①労働条件分科会－労災保険部会、②安全衛生分科会－じん肺部会、③勤労者生活分科会－中小企業退職金共済部会、④職業安定分科会－雇用対策基本問題部会・雇用保険部会・民間労働力需給制度部会、⑤障害者雇用分科会、⑥職業能力開発分科会－勤労青少年部会、⑦雇用均等分科会－家内労働部会。

会議や議事録、配布資料の公開をかねて要望してきたが、労働政策審議会、安全衛生分科会、じん肺部会の3つについては会議自体の公開が決定している。しかし、その他の会議が非公開とされ大きな問題を残している。

「議事録はホームページや文書閲覧窓口で公開、配付資料等も基本的に文書閲覧窓口で公開する。できるだけ公開を進めたい」との回答だったが、着実に実行されているとは言えない。

また、じん肺肺がん問題など専門家検討

会が様々に招集されているが、こうした会議も情報公開を要請してきた。これに対して、審議会などに準じる情報公開が進みそうな回答が得られているが、真に情報公開といえるものにするためには今後とも要求を続けることが重要だ。

### 委託研究

安全衛生、労災補償関連で災害科学研究などという名称の委託研究が多数存在していることはわかつていたが詳細は明らかにされてこなかった。

これまでの労働省交渉でも「何のことかわからない」と嘘でたらめを言い続けてきた。

しかし、情報公開法ができ、さすがにこれは通らないと観念したのか、情報公開に応じる姿勢を示した。しかし、保存期間を盾に、それ以前は「すでにない」といった対応も予想されている。

委託研究を含め、すでに全国安全センターでは順次情報公開請求を行っており、その結果と公開内容が注目される。

### 貧困な労災隠し「対策」

本誌でも報告してきたように深刻な労災隠し問題に対して、労働省は今年2月に新たに、しかし、役に立つとも思えない通達「いわゆる労災隠しの排除に係る対策の一層の強化について」を出している。同時に「労災隠しは犯罪です」なるタイトルのチラシを事業主などに配布した。

当然の如く、交渉の参加者からは、そうしたおごかし的施策に批判が集中、様々な具体的な指摘や方策を提起しながら、厚生労働省として総力をあげて取り組めと強く要請した。『通達で、たぶんすべてではないという部分が多くあるかとは認識している。』ということであり、今後なお一層対策を迫っていくことが重要だ。

残念ながら労災隠しについて未だに深く考えていないことが明らかになった。昨年からのマスコミ報道への対策、労災保険料の割引制度(メリット制)の強化を決めた国会で「それでは労災隠しの強化になる」と追及されたことへの言い訳の範囲内でしか考

## じん肺と肺がんの因果関係見直しへ

日本産業衛生学会が、今年4月の総会で、ケイ酸を発がん性物質に分類することを決定したことを受け、やっと厚生労働省も見直しを検討することになった。しかし、97年の国際がん研究機関の決定から考えると、遅すぎるというものだ。

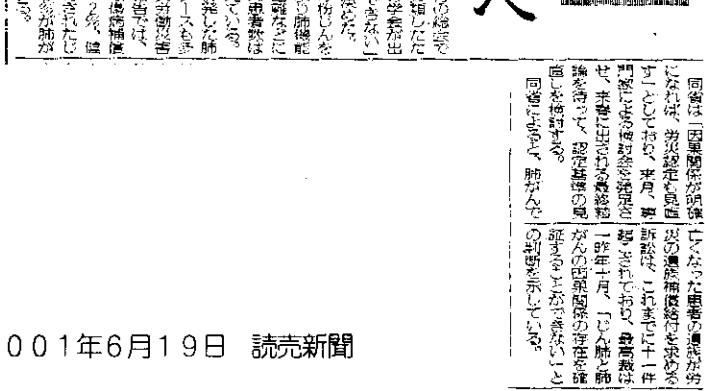
えようとしているのがありありとしていた。運動強化の必要性を強く感ぜずにはいられなかった。

(厚生労働省交渉の詳しい内容は、全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」2001年5月、6月号に掲載されています。ご希望の方は、センターにご連絡ください。)

## じん肺と肺がん

# 因果関係認める方向

## 厚労省 労災認定見直しへ



2001年6月19日 読売新聞

# アリバイ的労災隠し対策 明らかに

## 労災隠し対策を「隠して」どうする 情報公開請求結果その1

4月号で報告した大阪労働局への情報公開請求について5月22日付で「行政文書開示決定通知書」が届いた。

4月23日付開示請求書で「労災隠しおよびその排除、防止に関する通達、事務連絡、実施に伴う内部検討資料、調査資料、関連団体一覧（住所、連絡先）、会議資料、レジメなどの行政文書」として請求したところ、文書の存在状況などから担当部署との折衝で「労災隠し及びその排除、防止に関する通達及び実施工文書一式1991年度、2000年度、会議資料（2000年度に係る会議資料）」と修正し、3つに分けての請求となった。

その結果は以下の通り。

①（大労発第708号平成13年5月22日）  
労災隠し及びその排除、防止に関する通達及び実施工文書一式（2000年度）

■A4版19頁

■内訳

1) 「いわゆる労災隠しの排除に係る対策の一層の強化について」基発第68号平成13年2月8日の本文2頁、別添1か

ら5までの8頁

2) 「いわゆる労災隠しの排除について」  
大労収第227号平成13年2月28日の9頁

※1)は本省労基局長から各地方局長宛。別添は労働災害防止団体等の長、建設業事業者団体の長、事業者団体の長、全国社労士会連合会長、日本医師会長にあてた要請文書。  
2)は1)に基づいて大阪府下の各団体の傘下府下組織への要請文書と各労基署長への指示文書。

### ■不開示とした部分とその理由

請求にかかる文書のうち、国の施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されており、情報公開法第5条第6号イに該当するものは、不開示としました。

※開示されない文書があるということ。

②（大労発第709号平成13年5月22日）  
労災隠し及びその排除、防止に関する通達及び実施工文書一式（1991年度）

■B4版2頁、B5版2頁

■内訳

- 1) 「いわゆる労災隠しの排除について」  
基発687号平成3年12月5日の2頁
- 2) 「いわゆる労災隠しの排除について」  
大基収第1430、1431号平成3年12月1  
7日の2頁

※1) は本省労基局長から各地方局長宛。  
2) は各労基署長宛指示文書、各署宛配布の  
割り印一覧。

#### ■不開示とした部分とその理由

請求にかかる文書のうち、国の施策の  
適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある  
情報が記録されており、情報公開法第5  
条第6号イに該当するもの及びこれらの  
部分は、不開示としました。

※全体が開示されない文書と開示文書の中  
に墨塗り部分があるということ。墨塗り部分  
は、2) の本文中「標記について労働省労  
働基準局長並びに労働省労働基準局監督課



「労災隠しは犯罪です」のリーフレット  
なにやら労災隠しされ、健康保険の利用を強制された患者まで犯罪を犯しているような・・・。被  
災労働者へ「権利救済に向けたメッセージ」を発しようというセンス、スタンスがまるでない。労  
災隠しは労働者の重大な権利侵害だという認識がないからこうなる。

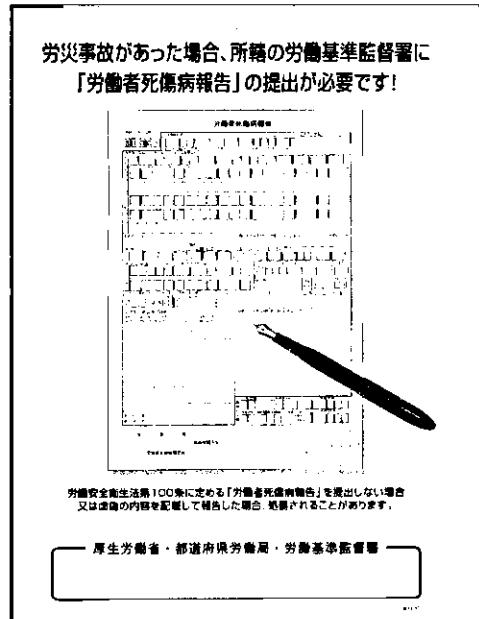
長、補償課長及び計画課長から、別添の平成  
3年12月5日付基発第687号及び・・・  
をもって通達があったので、了知のうえ厳  
正に対処したい。」の・・・部分で、おそら  
く本省課長発の部内限通達とみられる。

- ③ (大効発第710号平成13年5月22日)  
2000年度通達に関する会議資料(労災  
隠し及びその排除、防止に関する)

#### ■A4版4頁

#### ■内訳

- 1) 署長会議議事次第 平成13年3月2  
日と配布された「労災隠しは犯罪です」の  
1枚リーフレットの2頁
- 2) 第1方面主任・第2方面主任監督官、  
安全衛生主務主任・課長会議会議次第  
平成13年3月5日と同上のリーフレット  
の2頁



## 対策の中身隠す「不開示」

不開示とされた部分は、次の法第5条第6号イに抵触するとされた。

### (行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（中略）

六　　国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

想像するに、労災隠しの発見などについてそのマニュアル的な記載の中身があつてそれを明らかにすると、労災隠しの摘発に支障が出る、ということらしい。

しかし、本当にそうなのか、部分開示にもできないのか、開示することによって労災隠し対策をより促進することになりはしないのか、など、その不開示決定の妥当性には大いに疑問がある。

特に、1991年の通達についてはすでに過去のことであり、その後の労災隠し増加の状況から政策の有効性が検証されるべき時期すら過ぎており、その基礎資料たる行政文書は全面開示するべきだろう。また新通達にも不開示部分があり、やはり批判を受けるのを避けるために安易な不開示が行われた可能性がある。

いずれにせよ、不開示決定部分については、不服審査請求と処分取消の裁判が可能だが、とりあえず、決定を知った日の翌日から60日以内にできるとされる不服審査請求を行うことを検討している。

## アリバイ的対策

労災隠し対策が議題となった局の会議資料を請求して開示されたのは、リーフレット1枚が配布された会議の次第だけだ。次第の項目に特に労災隠しの文字も見あたらない代物である。要するに、労災隠し防止に向けては、ポスターとリーフレットを作った「だけ」であることが明らかになった。

対策は本質的に何も強化されていない。会議に参加した監督官によると「そういうえばこんなんきてるでという感じだけだった」そうだ。あれほど報道されている労災隠しの現状把握すら行おうとしていないのはまったく許し難くさらに対策強化の要求を強めなければならない。

5月に入り第2回目の情報公開請求をアスベスト関係についておこない、すでに開示決定通知が届いた。次号では、その結果を報告したい。

# 労災保険 Q君 & A 氏



## その4：殴られた怪我は、業務に通常伴う危険？

Q君：仕事が原因で怪我をしたり、通勤途上で事故にあったりしたら労災保険の請求をするというけれど、どこまでが労災保険の範囲に含まれるんでしょうかね。たとえば、帰る途中でどこかのコワ～イお兄さんにインネンをつけられて殴られたら労災保険でしてくれるんですかね。

A氏：君はそんなに殴りたくなるような顔してるかね。ま、それはともかく、ケンカというのは、何か原因があるんだろうから、その原因は何かということだよね。

Q：ということは、殴られた原因が仕事や通勤だったら労災保険ということになるんですか。

A：殴られるというのが仕事が原因というのもそう度々あっては困るし、ましてや通勤が原因というのも珍しい話ではあるけれど、労災保険法でいう「業務上」とか「通勤による」という言葉についての解釈は、行政通達では「業務に通常伴う危険が具体化したこと」や「通勤に通常伴う危険が現実化したこと」という表現を使っているね。

だから、殴られるというのが「業務に通

常伴う危険」ということにならないと難しいということになるね。たとえば不正乗車をしている客を駅員が咎めたら、突然殴られたという場合は、業務上災害ということになるだろう。

Q：そりやあそうでしょうけど、世の中そんなに絵に描いたような事件ばかり起こるわけないでしょ。「殴られること」が「通常伴う危険」であるような仕事なんか誰が就くんですか。ましてやそんな物騒な通勤は、困るじゃないですか。

### “たまたま”は機会原因

A：語感からするともっともな話だね。だから業務上災害や通勤災害に該当するかどうかについては、ケースバイケースで判断するということになっている。ところで「機会原因」という言葉、聞いたことがある？

Q：ああ、哲学に出てくる「機会原因論」というやつでしょ。

A：いや、そうじゃなくて……、というか元の意味はそこから来てるんだろうけれ

ど、要するに「たまたま」とか「偶然」その時に事件が起きただけで、原因はその時とは関係がないというやつだよ。労災保険の判断基準では、たびたび使われる言葉なんだ。

たとえば通勤途上で普通に歩道を歩いていて、突然胸が苦しくなり、心筋梗塞を発症したというような場合、「通勤は単なる機会原因であって通勤災害には該当しない」というようなこと。

この「機会原因」という言葉が使われて、労災保険の給付対象外となった事例は、かつて随分たくさんあったんだ。

### 通勤途上の野良犬は？

Q：どんな例があるんですか。

A：通勤途上で野良犬に噛まれた災害なんてのは、通勤災害保護制度ができて数年間の事例を見ても、通勤災害として認められたものとそうでないものに分かれているんだ。なぜ分かれたか、Q君には想像がつきますか。

Q：通勤に通常伴う危険かどうかということですね。

A：そうなんだ。野良犬がいかにも出てきそうな郊外の町並みで噛まれたのなら「通常伴う危険」だけれども、ピカピカした町並みの滅多に野良犬なんか出てきそうにないところで噛まれたのなら通勤は「単なる機会原因」でありダメという結論になっていた。もちろん、こんなのは全くおかしな話だから、今の厚生労働省の行政解釈では、「屋外において一般的に発生し

うる危険」であるとして認めるようになっている。

Q：ありや、野良犬にも場所を選んでもらわんといかんとはね。

### 自殺の巻き添えの怪我は 通勤途上でも機会原因では

A：飛び降り自殺の巻き添え災害はどう思う？歩道を歩いていて、ビルの前にさしかかったとき、たまたま自殺をしようと飛び降りた人にあたって大怪我をしたような場合。

Q：人がビルの上から降ってきて当たってしまうことは、「通勤に通常伴う危険」ですかって？そりゃ～たまたまでしょう。・・・ということは通勤災害にはならないんですか。

A：そうね。ビルの上から飛び降りてきた人に当たるというのは、滅多にない危険だからこれほどの“たまたま”はないわけで、常識的には典型的な「機会原因」になるね。だからといって通勤災害に当たらないというのも変な話だ。この事例で労災保険の請求を受けた労働基準監督署は、「本来一般常識上では、人がビル建造物等から落ちてくることは考えられないし、また人道上もあってはならないのが当然である。したがって、本件は全く突発的な人の落下という現象が事故となったものであるが、このことは常に危険性が具体化されたものとは認められない」なんて言って、労災保険を不支給とした。

その後審査で棄却決定になり、3回目

の判断となる再審査の裁決では、通勤経路付近に3階建て以上のビルが多数並んでいることや、日本の全死因にしめる自殺、中でも飛び降り自殺の件数が増えていることを示し、また高所の危険を回避するために、労働安全衛生法や建築基準法などで様々な落下防止措置が義務付けられていることなどにふれた上で、次のような判断をして通勤災害を認めている。

「そのような危険の内在を前提として法律関係が防止措置を講じていることによって減少していると考えることができるとなお完全に防止することができず、現実にはありえることであり、また、本件のように落下した人が特定人にあたる確率はともかくとして混雑した通勤経路では落下した人が通行人に当たる可能性は大であるというべくに足り」、「また、現実に請求人は落下した男に当たって負傷しているのであってこのような災害の場合に単に確率の大小のみをもって通勤に内在する危険の具体化であるか否かを判断することには問題がある」(昭和56.1.9審査会裁決)

Q: あれまあ、なんと「通常伴う危険」のためにまわりくどい解釈が必要なこと。ま、しかし結局は、いまどきこの手の労災保険の請求が出てきたら、労災保険を給付することになるんじゃないですか。前の阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件でも、ほとんど全部労災保険で支払ったって新聞に出てたの読みましたよ。

## もともと使用者責任の保険 という本質

A: いやいや、いまどきというけれど、「通常伴う危険の具体化」なんていう法律解釈の論理はそんなに簡単じゃないよ。なにしろ労災保険というのは、使用者の災害補償責任を果たすための保険なんだから。

Q: あ、そうですね。もともと使用者の支配が及ばない前提の通勤災害はともかく、たまたま仕事中に災害に遭っただけというのまで、使用者の責任でというのも不合理かもしれないか。

A: いずれにしろ、法律の解釈もよく似た事例で認めたり認めなかつたりすることが多かったけれど、たしかに君が言うように阪神淡路大震災と地下鉄サリン事件による労災保険の請求例のあたりでほとんどこの手の事実上の判断基準は確定したようみえたんだ。

あの甚大な被害を出した阪神淡路大震災のときの当時の労働省の対応を振り返ってみるとよくわかる。

もともと天災地変による災害についての基本となる法律解釈は、「天災地変が不可効力的に発生するものであり、その危険性は業務をしているかどうかに關係なく等しい」とし、「しかし災害を被りやすい業務上の事情」(業務に伴う危険)があり、それが天災地変を契機として現実化したものである場合に限り、業務が原因と認める」と判断する。ところが、さらに

「その天災地変が例えば関東大震災のように非常に強度を有していたため、かかる要因（業務に伴う危険）の有無に関係なく、一般に災害を被ったという場合には業務上とは認めない」ということだった。これは、昭和49年の伊豆半島沖地震のときに出された通達だった。

Q：その判断基準なら阪神淡路大震災の被害は難しい面も出てくると思いますよね。

#### 阪神淡路大震災の被害で 労災保険の給付が拡大

A：だから、あの1月17日の地震のときに労働組合でも連合大阪が1週間後、大阪労働基準局長あてに「不公平感を生じたりすることのないよう、給付対象を拡大する方向で弾力的運用を行うこと」を求める要望書を出したという経緯がある。当時の労働省は、緊急事態で対応も早く、1月30日には「兵庫県南部自身における業務上外等の考え方について」と題する事務連絡を出した。

その内容は、伊豆半島沖地震の通達の考え方を踏襲するといいながら、具体例としてあげているのは、「トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害」について「高速道路の構造上の脆弱性が現実化したものと認められ、危険環境下において被災したものとして、業務上災害と認められる」という判断だった。

通勤災害の例でも「通勤途上、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したこ

とによる災害」について「通勤途上において、歩道橋を渡っている際に転倒したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる」と、つまずきやすい地面だろうがなんだろうが、それだけで認めるという内容だった。

Q：タテマエはそのままにして、事例で相当に柔軟な判断を基準として出したというわけ。

A：まあ、そういうことになるね。この判断基準によって、合計472件について労災保険の給付が行われることになった。2カ月後に東京の霞ヶ関で起きた地下鉄サリン事件も同じで、3663件の給付が行われている。

Q：まあ2つの事件は、被害が大きかったし、既存の制度でできる支援は当然ということになるでしょうが、1件ごとに判断される事件でもやはり影響があるでしょうね。

#### 大きかった

#### 他の個別事例への影響

A：同じころに労災保険の審査請求が行われていた事例で、マスコミでも報道された「のぞみ号殺人事件」というのがあったね。埼玉から大阪に日帰り出張し、その帰りに同僚3人と乗車していたのぞみ号の車内で、覚醒剤使用の男に刺殺されたという事件だった。労働基準監督署は、出張帰りというのは「機会原因」であって、業務内容とは関係がないと不支給の処分に

した。

もちろん遺族は審査請求をしたが、審査の間に地震とサリンの2つの大事件が起こったわけ。結局、埼玉労災保険審査官の決定では、逃げ場のないのぞみ号の車内であり、出張帰りで同僚との雑談内容には、仕事の検討会の性格も含まれていた可能性があり、犯人は警察の取調べで「うるさかった」との供述もしていることから、単なる機会原因とは言いがたいとして業務上の決定をしたんだった。これなんかそのまま棄却決定するわけには、バランスからいってもいかなかつただろうね。

Q：車内の雑談を「仕事の検討会」とは良い解釈をしたもんですね。担当審査官も苦労するんですね。でも、そんなふうに最近では「機会原因」で仕事や通勤とは関係がないでは済まないことになってきたと言えるんじゃないですか。

### “振り戻し”の判断も 出始めている最近の傾向

A：ところが一方で、最近になってこんな再審査の裁決もでているんだ。どう思う？

長距離トラックの運転手が、夜食のために立ち寄ったドライブインで座席で注文した食事を食べようとしたとき、近寄ってきた見知らぬ男にいきなりサバイバルナイフで左上腕部を刺されて負傷したという事件。

Q：長距離運転手が、夜中にドライブインに入つて夜食をとるのは当然だし、業務の

範疇に入るのは確かですよね。そこに何にも関係のない人がやってきて、突然刺してきたというんだから、当然業務上と言いたいですね。深夜のドライブインなんてお客様も少なくて、ちょっと無用心なこともありますしね。「業務に通常伴う危険」なんて言葉、今までの話だと、すんなりと使えそうな気がしますね。

A：もう少し詳しい状況を話すと、こういうこと。被災者は最初レジのところで注文をしたとき、ウエイトレスが盆を置き間違えて大きな声で笑ったため、自分も愛想笑いをしたとき、テレビの付近にいた男と目が少しあった。男は何か一人でツツツツ独り言を言っていたので、気味悪く、少し離れたテーブルを選んで座っていたというんだ。そして注文していた雑炊を食べようとしたときに、男が突然刺した。警察の調べでは、男は妄想があり、被災者が馬鹿にしたと考えて頭にきて刺したことだった。

また、ドライブインは田んぼの真中の淋しいところにあり、年に1～2件の傷害事件が発生するような状況であつたらしい。

Q：もうこれは、業務に伴う危険ですよね。本人に何の恣意的なところもないし、年に数えるほども傷害事件があるようなレストランで条件はそろっていますよね。

A：そう思うだろ。ところが、ところが…。なんとこの事件で平成10年の4月にあった再審査の裁決は、棄却、つまり業務外の結論なんだ。

もちろん、夜食をとつていた状況につ

いて、業務の範疇に入ることは認めているが、そのレストランという場所について、「トラック運転手等が多く利用する食堂であり、年に1～2回傷害事件が発生する程度で特に治安上危険な場所であったとはみとめられず、また、…そのレストラン特有の環境的要因によって本件加害行為を発生したとみるべき状況は認められない」とし、「請求人の受傷は日常生活上においても起こり得る事がたまたま請求人の勤務時間内の外食中に生じたものであるので、通常一般の業務遂行に伴う予見し得ない危険から生じたものというほかなく、業務に内在する危険が現実化して発生したものとみることは困難である」と結論している。

### 労災認定基準が コロコロ変わつていいの？

Q：なッ、なんと…。僕なんか、自殺の巻き添えより、のぞみ号より業務による危険そのもののように思えてしまうんですけどね。なんでそんなに判断基準がコロコロ変わるんですかね。

A：もちろん個々の事件は別々の状況だから一概には比べられないし、再審査をする審査会の審査員だっていろいろな人がその人の判断でやることだからね。けれどもこの裁決ではご丁寧に、のぞみ号殺人事件のことにもふれているんだ。どう書いてあるかというと。

「当該事件（のぞみ号殺人事件）は、特殊の事情下で新幹線車内で業務視察結果の

検討会が行われていたときに、かつ、時間的、場所的に退避可能性がない状況下において発生した災害であるとして、業務が原因で発生したとの認定が行われたものと認められる。本件については、かかる事情も認められず…」といっている。

審査会も裁決にはいろいろあるし、ちょっとこれは例外的なミスジャッジかと思いきや、この裁決については、月刊「ろうさい」という雑誌で労働省労働基準局補償課労災保険審理室の編集による連載「労災保険法審査会採決」でも紹介されているぐらいだから、理解に苦しむよね。

Q：要するに震災やサリン事件で、間口を広くしすぎたから、そろそろ少しずつ狭めようとか…。

A：結局は、業務に通常伴う危険の現実化だとかの言葉尻によって行政解釈をしていくと、労災保険の性質はどういうものなのかという根本の問題がしっかりとしなくなってしまい、判断基準がやたらと不安定なものになってしまうと言うことなのかも知れないね。

Q：この請求人の人は行政訴訟をしたんでしょうか。

A：そこまでは知らないけれど、当然司法の判断を求めるべきと思えるよね。しかし、このくらいの事件で、3回も検討してすべて業務外とは、困ったものだよ。審査請求人は、誰もが代理人のプロに頼むわけでなし、普通の常識で判断を求めるのだから真剣にやってもらわないとね。

# 2001年夏期一時金カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、様々な取り組みに日夜ご奮闘のことと深く敬意を表します。また、当関西労働者安全センターに対しまして、常日頃多大なご支援ご協力をいただきておりますことに改めて心より御礼申し上げます。

継続する経済不況のなか、労働者の諸権利、いのちと健康の問題を主張しにくい風潮が強まっており、当安全センターへの労災・職業病に関する相談にもそのことが現れています。使用者側は安全衛生管理の努力をないがしろにする傾向にありますし、さまざまな職場において労災隠しが増加しているとみられる状況にあって、労働行政もこれに何ら抜本的な対策を持たないというのが現状です。

あからさまな「労災隠し」だけではなく、当センターへの相談が増えている建設労働者のじん肺にみられるように、職業性疾患が労災認定されずにいるケースが未だに多数あるとみられます。30年以上粉じん作業をしてかなり重いじん肺にかかりながら、じん肺だとわかると職場を奪われるという職場状況から一度もじん肺管理区分申請をしたことがなかったという労働者が多くいます。こうした問題は、単に労災認定だけでなく、安全衛生、職場確保ということを含めた総合的な対策の必要性を示しております。

様々な面で既存の安全衛生、労災補償対策は現実に対応できていません。当センターとしては現場労働者、被災労働者の視点と立場から、各専門家、活動家と力を合わせて有効な対策と運動を進めていきたいと思います。

本年4月には協力してきました自治労豊中市職指曲がり症裁判に勝利することができましたが、さらに、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症、じん肺、じん肺合併肺がんなどの職業性疾病の労災認定の取り組み、外国人労働者支援など、労災補償制度の見直し・改善や労災補償上積み要求を通した企業責任の追及にもより一層力を入れてまいります。

今後とも労働者の基本的権利としての「いのちと健康」の問題に対して皆様とともに全力で取り組んでゆきたいと思います。安全センター運動への変わらぬご支援と共に、いつもながらのお願いで誠に恐縮ではありますが趣旨を何卒ご理解いただき表記一時金カンパへのご協力を切にお願い申し上げる次第です。

2001年7月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田 義雄

郵便振替口座 00960-7-315742

大阪労働金庫梅田支店普通 1340284

# 第4回 移住労働者と連帯する全国フォーラム・関西2001

## the Fourth National Forum in Solidarity with Migrant Workers

8月11日[土]～12日[日] ♦ メイン会場:大阪国際交流センター ♦ 参加費:2日間2000円、1日のみ1500円

Date: August 11-12, 2001 ♦ Venues: Osaka International House (for plenary and panel discussion)  
Registration Fee: ¥2,000 for 2-day or ¥1,500 for 1-day participation



主催♦第4回移住労働者と連帯する全国フォーラム・開催地実行委員会  
連絡先／大阪市中央区今本町1-2-13-602 RINK 気付  
TEL: 06-6910-7103 FAX: 06-6942-0278  
e-mail: rink@lion.zero.ad.jp

Steering Committee  
c/o RINK, 〒540-0026 Osaka-shi, Chuo-ku, Uchihon-machi 1-2-13-602  
Phone: 06-6910-7103 Fax: 06-6942-0278 E-mail: rink@lion.zero.ad.jp

後援♦朝日新聞社／(財)アジア太平洋人権情報センター／移住労働者と連帯する全国ネットワーク／大阪国際交流センター／大阪市／大阪市教育委員会／大阪府  
大阪府教育委員会／(財)大阪府国際交流財團／関西NGO協議会／(財)神戸国際協力交流センター／神戸市／(財)兵庫県国際交流協会／在日朝鮮人人権協会近畿地方本部  
在日本大韓民族国民団／日本本部権益擁護委員会／(財)よなか国際交流協会／日本クリスチヤンカディニー関西セミナーハウス／毎日新聞社(五十音順)  
協賛♦部落解放同盟大阪府連合会／進合大阪／自治労大阪府本部／他

# 前線から

## 4年前の労災隠しの顛末 事業主はすでに廃業

堺

以前に労災の相談に来た  
ブラジル人被災者の紹介  
で、また1人ブラジル人の  
相談者があった。労働災害  
に被災したのはすでに4年  
前、97年の2月だとい  
う。派遣業者に雇用され、  
鉄工所で働いていた。初め  
て天井走行クレーンを操縦  
したときに、不慣れなう  
え、ボタンの表示が「漢  
字」であったために操作を  
誤り、指の上に鉄板を降ろ  
してしまった。左人差し指  
挫滅で、半年休業した。当  
時治療費と休業補償は、事  
業主である派遣会社が支払  
い、労災保険は適用しな  
かった。指には後遺症が

残っていたので、労災の  
障害補償を請求すべく調  
査を開始した。

ところが、被災者が社長  
と思っていたH氏は、知  
り合いの会社の事務を手  
伝っていただけで自分は  
社長ではないと言い、そ  
の派遣会社は社長が亡く  
なったために廃業してい  
た。担当の堺労働基準監  
督署に事情を話して、事  
業主証明なしで労災を申  
請した。とにかく給付基  
礎日額がわからないの  
で、監督署も直ちに調査  
を始めた。派遣会社は、  
亡くなった社長名で有限  
会社として登記されてい

たことは間違いないの  
だが、被災者とH氏の話しは  
食い違っていた。被災者  
は、H氏が社長で、當時一  
緒に働いていた同僚ブラジ  
ル人が今もH氏の雇用のも  
と、当時と同じ派遣先の鉄  
工所で働いているというの  
だ。監督署もH氏の言に疑  
念を抱きながらも、派遣先  
にたいしてタイムカードな  
どの資料の提供を求めたと  
ころである。

登記上は確かに雇用主で  
はなかったかもしれない  
が、当時明らかに労災隠し  
に荷担したと思われるH氏  
が、書類がないのを幸いに  
無関係な顔をしているの  
は、ふに落ちない。

労災隠しされ、権利を  
知つて労災補償を請求して  
も、すんなりと給付されな  
いといった不利益をこうむ  
る。つくづく労災隠しの弊  
害は大きい。

堺市の零細アルミダイカ  
スト工場で、昨年12月に  
発生した中国人労働者の死  
亡災害について、この6月  
になって中国に在住する遺  
族に労災保険遺族補償給付

## アルミダイカスト工場の 死亡災害 中国の遺族にやっと労災補償

堺

が支給された。

中国ハルビン市から観光ビザで来日して働いていたAさん（50歳）は、零細の違法派遣業者（いわゆる人夫出し）を通じて工場で就労していた昨年の12月に被災した。連続運転中のアルミダイカストマシンの金型に付着したバリを剥がす作業を行っていたが、何らかの理由で退避することができないまま次の成型のために閉まってきた金型に頭部と腹部を挟まれて即死

したものである。

事故を聞いて、アパートに近く、Aさんがいつも通っていた飲食店の主人が、遺族に急を伝え、やがて労災保険の手続きをとることになったが、Aさんは日本入国のために偽造されたパスポートを利用してあり、氏名の一部が異なるという問題があった。手続きを速やかに進めるため、各種の証明をそろえ、中国から妻が来日し、すべての手続きを完了するまでに、結

局数ヶ月の時間を要することとなつた。

また、この死亡災害では、一貫して工場の経営者は責任を回避し、取り合えず遺族抜きで行われた葬式についても、その費用を遺族に請求するという対応をとっている。民事上の責任については、あらためて遺族は代理人を選任し、工場経営者に対し損害賠償請求を行う予定となっている。

## 連合近畿労働安全衛生センター いよいよ8月27日に発足

連合大阪

大阪

連合大阪は6月15日の執行委員会で、8月27日の連合近畿労働安全衛生センター発足総会の開催を決めた。また執行委員会開催後、安全衛生センター準備委員会と、センターに併設されることとなる労働保険事務組合「近畿労働組合福祉協会」の総会も開催された。

これまでの準備段階での

議論を踏まえ、連合近畿労働安全衛生センターは、研究者などの専門家との連携、地域産業保健センターなどの行政による労働安全衛生の諸施策との連携を重要な課題とし、中小零細事業場労働者の労働安全衛生運動を労働組合の立場から推進することとなる。

とくに労働基準監督署ごとに設置されている労災防

止指導員制度など、労働組合として30年以上安全衛生対策に関与しながら、必ずしも労働者側代表として組織的な取り組みができるこなかつた施策について、大いに設立効果が期待できるといえよう。

なお、センターの名称は正式には「近畿労働安全衛生センター」と称することとなるが、当面連合大阪構成組織等で役員を構成し、運動の展開に応じて、近畿レベルでの組織を目指すこととなる。

8月27日の発足総会では、連合の地域組織による安全センターの活動にふさ

わしく、中小職場をターゲットにした地域労働安全衛生活動の具体化をテーマに、各界からのパネリスト

による記念シンポジウムを開催する。

関西労働者安全センターとしても、新たな労働組合

による地域センター運動を更に推進していきたいと考えている。

## 水門製造職場で安全パトロール

JAM大阪安全対策部会

奈 良

JAM大阪は6月21日、安全対策部会を奈良県大和郡山市で、JAM丸島ユニオンの職場安全パトロールをかねて開催した。

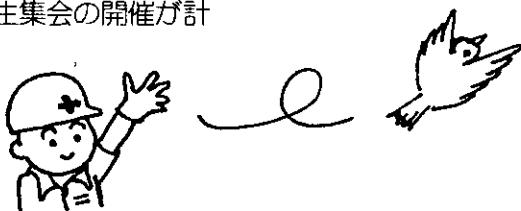
JAM大阪の労働安全衛生対策は、地域協議会ごとの取り組みを中心に、全体の安全活動のレベルアップをはかる活動を進めている。とくに各地域ごとに安全衛生対策の研修会を開催したり、定期的な安全パト

ロールを実施する取り組みで、相当な成果をあげている地域も存在している。また、業種別の安全対策交流も近年活発になってきている。

こうした安全活動の成果をJAMの活動としてできる限り表出させ、さらに構成労働組合の安全担当者がどこからでも参加できる取り組みとして、JAM大阪の安全衛生集会の開催が計

画されている。今年のテーマとしては、「安全対策の費用対効果」と「メンタルヘルス対策」をあげ、研修交流集会となる予定である。

この日の安全対策部会では、奈良地協の丸島ユニオンの職場を巡回し、水門製造の職場の日常的な安全対策事例に接することとなった。安全衛生委員会を中心とする計画的な安全衛生活動により、工場内の随所にみられる職場改善状況が、各地域協安全対策部員の目に留まり、あらためて日常的な活動の大切さが確認された。



小泉氏の支持率87%にびっくり仰天。改憲、靖国公式参拝で、ハンセン病訴訟は控訴断念でも、水俣病関西訴訟は上告、在外被爆者訴訟は控訴、史実を曲げる教科書問題、どうなつてるんでしょう。

前号の指曲がり症裁判は、豊中市のケースは控訴断念しながら、堺では控訴しました。今後もいくえに注目していきます。

Q&Aの通勤災害認定基準の問題はいかがでしたか？(T)

# 5月の新聞記事から

5/1 午前8時10分ごろ、大阪府茨木市の阪急南茨木駅の駅ビル内スーパー「阪急共栄ストア南茨木店」の東側路上で、店員が一緒にいた40代男性に口論後刺され、死亡した。犯人は逃走。

午前0時半ごろ、東京都八王子市のJR八王子みなみ野駅でシャッターを閉めていた駅営業主任が、男性2人に顔を棍棒で殴られたあと、腹を刺されて、全治1ヶ月の重傷を負った。

5/2 午前8時45分ごろ、兵庫県川西市の銀行ビル取り壊し現場で、取り外した看板をクレーンでつり下ろそうとしたところ、バランスが崩れて、ビル周囲に設置していた騒音・粉じん防止用のパネルに当たり、パネル6枚が10メートル下の路上に落下。1枚がバイクに乗っていた団体職員を直撃し重傷を負わせた。

三井三池鉱山で働きじん肺になった患者と遺族ら計257人が三井鉱山や三井建設など3社を相手取り、総額48億7400万円の損害賠償を求めたじん肺訴訟が、福岡地裁で三井建設が同社と雇用関係にあった原告ら20人に総額1億1500万円を支払うことなどで和解した。残り2社は和解していない。

5/5 午前0時55分ごろ、千葉県四街道市の土木建築会社「菊地組」の事務所兼作業員宿舎から出火、鉄骨2階建てを全焼。1階に作業員14人、2階に社長夫婦と社長の長男の家族5人と作業員らの28人、計42人がいた。1階にいた全員と2階にいた作業員17人は逃げて無事だったが、社長夫婦と長男家族ら11人が行方不明で、焼け跡から10人の遺体が見つかった。

5/8 午前10時50分ごろ、青森県弘前市の消費者金融「武富士弘前支店」に押し入った男が、金を要求し拒否されると、店内にガソリンをまき火をつけて逃走した。火は30分後に消し止められたが、店内にいた従業員9人のうち5人が焼死、4人がやけどなどのけが。

5/11 水俣病関西訴訟で国と熊本県は、行政責任を認めた大阪高裁判決を不服として最高裁に上告した。

らい予防法による強制隔離などで人権侵害を受けたとして、ハンセン病元患者らがあこした「ハンセン病国家賠償請求訴訟」の判決が熊本地裁であり、国のハンセン病対策は違法として国に総額18億2380万円の賠償を命じた。

5/12 午前6時35分ごろ、愛知県飛鳥村の県道交差点で、私立弥富高校の野球部員を乗せたマイクロバスと、ダンプカーが出会い頭に衝突、野球部員3人が骨折などの重傷、マイクロバスを運転していた同校職員とダンプ運転手を含め野球部員ら19人が軽傷。

5/16 トンネル工事でじん肺になったとして、

広島、岡山、山口の3県に住む元建設作業員ら25人が大手ゼネコンなど33社を相手取り、損害賠償を求めた第一次山陽トンネルじん肺訴訟は、総額約3億2999万円を支払うことで広島地裁で和解が成立した。

午後5時ごろ、大阪市西淀川区の地下約5メートルの水道管内で、下水道工事会社の作業員2人が補修作業をしていたところ、突然の増水で流れ、1人は自力で脱出したが、1人は水死。

5/18 全国トンネルじん肺訴訟で、新たに15道県の50人が東京地裁に提訴。41企業に対して総額11億円の賠償を求める。

5/19 午前11時半ごろ、三重県桑名市上空で航空会社「中日本航空」のヘリコプターと軽飛行機が衝突し、墜落。ヘリコプターの墜落で、民家2棟が全焼、飛んできた破片で住民1人が右足首骨折。ヘリコプターに乗っていた2人と飛行機に乗っていた4人は死亡した。

5/20 午後2時半ごろ、群馬県水上町の利根川で川下りのラフティングをしていた8人乗りゴムボートが転覆、客7人は無事救助されたが、インストラクター1人が遺体で発見された。

5/21 地方公務災害補償基金大阪府支部が、99年3月の大阪市立小学校校長の自殺を16日付で公務災害に認定したことを、弁護士が会見で明らかにした。校長は、交通事故で死亡した男児の保護者とのトラブルで抑うつ状態と内臓疾患が重なり、遺書を残して自殺した。校長の自殺が認定されたのははじめて。

らい予防法による強制隔離政策で人権を侵害されたとして、ハンセン病の元患者ら計923人が新たに熊本、東京、岡山の3地裁に提訴した。これで、原告総数は779人から1702人に倍増。

5/23 午前11時ごろ、大阪府熊取町の熊取町環境センターで爆発があり、溶接工事をしていた2人が重軽傷を負った。汚泥除去用のポンプ室でポンプ取り換えのための溶接工事中、可燃性ガスに引火したらしい。

国が敗訴したハンセン病訴訟について首相は控訴の断念を決断した。政府は隔離政策について謝罪し、今後救済策に取り組む。

5/27 新潟県の東京電力・柏崎刈羽原発でのブルサーマル計画の是非を問う住民投票が刈羽村でおこなわれ、反対が53.6%と投票総数の過半数を超えた。翌日刈羽村村長は当面、計画受け入れを凍結する考えを示した。

5/28 宮崎トンネルじん肺訴訟で原告25人のうち15人と大林組などの被告29社との間で、総額2億2800万円をなどで和解が成立した。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可 「関西労災職業病」

6月号(通巻306号) 01年6月10日発行

(毎月一回10日発行)

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

### Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Super Relief	グレー・ブルー -(ツートン)	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
リ	2部 4,800円
リ	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259